

議案第 33 号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部改正について

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例（平成 16 年伊賀市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

別表土地改良施設維持管理適正化事業の項中「事業費の 100 分の 20」を「事業費の 100 分の 21.25」に改め、同表に次のように加える。

農地耕作条件改善事業	事業費の 100 分の 25
農業水路等長寿命化・防災減災事業	事業費の 100 分の 25
水利施設等保全高度化事業	事業費の 100 分の 25

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。